

法務省民商第782号
平成19年3月28日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う法人登記事務の取扱い
について（通知）

中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律（平成18年法律第75号。以下「改正法」という。）、中小企業等協同組合法施行令等の一部を改正する政令（平成19年政令第8号）及び中小企業等協同組合法施行規則の全部を改正する命令（平成19年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）が本年4月1日から施行されますが、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通知中「法」とあるのは改正後の中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）を、「施行令」とあるのは改正後の中小企業等協同組合法施行令（昭和33年政令第43号）を、「規則」とあるのは改正後の中小企業等協同組合法施行規則をいうものとします。

記

第1 中小企業等協同組合法に規定する法人

1 中小企業等協同組合

(1) 事業協同組合及び事業協同小組合

ア 事業の範囲の拡大

(ア) 保険会社等の業務の代理又は事務の代行

事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員のために、保険会社（保険業法（平成7年法律第105号）第2条第2項に規定する保険会社をいう。以下同じ。）及び外国保険会社等（同条第7項に規定する外国保険会社等をいう。以下同じ。）の業務の代理又は事務の代行（保険募集（同条第26項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）及び保険募集の業務に関連する電子計算機に関する事務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成若しくは保守を行う業務を含む。））であって、事業協

17.3.29
2182
齋藤

同組合又は事業協同小組合が保険会社又は外国保険会社等の委託を受けて行うものに限る。以下同じ。)を行うことができるとされた(法第9条の2第6項, 規則第3条, 第4条)。

(4) 特定共済組合の業務の範囲の制限

共済事業(組合員その他の共済契約者から共済掛金の支払を受け, 共済事故の発生に関し, 共済金を交付する事業であって, 共済金額その他の事項に照らして組合員その他の共済契約者の保護を確保することが必要なものとして主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を行う事業協同組合若しくは事業協同小組合であってその組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又は組合員たる組合が共済事業を行うことによって負う共済責任の再共済若しくは再共済責任の再再共済の事業を行う事業協同組合(以下「特定共済組合」という。)は, 主務省令で定めるところにより行政庁の承認を受けた場合を除き, 共済事業及びこれに附帯する事業並びに(7)の事業のほか, 他の事業を行うことができないとされた(法第9条の2第7項, 施行令第6条, 規則第5条, 第6条)。

イ 特定共済組合の最低出資総額の引上げ

(7) 最低出資総額

特定共済組合(再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。)の出資の総額は, 1000万円以上でなければならず, 再共済又は再再共済の事業を行う特定共済組合の出資の総額は, 3000万円以上でなければならないとされた(法第25条第1項, 第2項)。

なお, 事業協同組合又は事業協同小組合の設立の登記及び払込済出資総額の変更の登記の申請があった場合において, 当該事業協同組合又は事業協同小組合が特定共済組合に該当するか否か及び前記の最低出資総額を満たしているか否かについては, 当該事業協同組合又は事業協同小組合が特定共済組合に該当することが添付書面等から明らかな場合を除き, 審査を要しない。

(4) 経過措置

改正法の施行の際現に特定共済組合に該当する事業協同組合又は事業協同小組合であってその出資の総額が(7)の最低出資総額に満たないものについては, 法第25条第1項及び第2項の規定は, 施行日から起算して5年を経過する日までの間は, 適用しないとされた(改正法附則第7条第1項第1号, 第2項)。

ウ 役員欠格事由の新設

次の者は, 役員となることができないとされた(法第35条の4第1項)。

(7) 法人

(4) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

(5) 法, 会社法(平成17年法律第86号)若しくは中間法人法(平成13年法

律第49号)の規定に違反し、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪若しくは破産法(平成16年法律第75号)第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者

(イ) (ウ)の法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)

なお、(ア)から(イ)までの者のほか、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は、共済事業を行う組合の役員となることができないとされた(法第35条の4第2項)。

エ 理事の任期の上限の引下げ

(ア) 理事の任期の上限

改正前の理事の任期は、3年以内において定款で定める期間とされていたが、改正後の理事の任期は、2年以内において定款で定める期間とされた(法第36条第1項)。

(イ) 経過措置

改正法の施行の際現に存する事業協同組合又は事業協同小組合(以下「既存事業協同組合等」という。)の役員であって施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了前に在任するものの任期に関しては、改正法の施行後も、なお従前の例によるとされた(改正法附則第10条)。

したがって、既存事業協同組合等の理事の任期は、次のとおりである。

- a 本年4月1日に在任していた者にあつては、従来の任期が満了するまで
- b 同日以後に選任された者であっても、①同日前に終了した事業年度に係る決算に関する通常総会で選任されたもの又は②同日以後最初に終了した事業年度に係る決算に関する通常総会前に開催された臨時総会で選任されたものにあつては、就任後3年以内において定款で定める期間が満了するまで
- c 同日以後最初に終了した事業年度に係る決算に関する通常総会以後に選任された者にあつては、就任後2年以内において定款で定める期間が満了するまで

オ 理事会の議事録への監事の署名又は記名押印の義務化

(ア) 理事会の議事録への監事の署名又は記名押印

理事会の議事録が書面をもって作成されているときは、出席した理事のほか、出席した監事も、これに署名し、又は記名押印しなければならないとされた(法第36条の7第1項)。

(1) 経過措置

既存事業協同組合等については、法第36条の7第1項の規定は、施行日以後最初に終了する事業年度に係る決算に関する通常総会の終了の時から適用し、当該通常総会の終了前は、なお従前の例によるとされた（改正法附則第12条）。

(2) 火災共済協同組合

ア 事業の範囲の拡大

火災共済協同組合は、保険会社及び外国保険会社等の業務の代理又は事務の代行の事業を行うことができるとされた（法第9条の7の2第2項）。

イ 最低出資総額の引上げ

(7) 最低出資総額

火災共済協同組合の出資の総額につき、その最低額が200万円から1000万円に引き上げられた（法第25条第1項）。

(1) 経過措置

改正法の施行の際現に存する火災共済協同組合であってその出資の総額が1000万円に満たないものについては、法第25条第1項の規定は、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、適用せず、なお従前の例によるとされた（改正法附則第7条第1項第2号）。

ウ その他

役員欠格事由の新設、理事の任期の上限の引下げ及び理事会の議事録への監事の署名又は記名押印の義務化について、(1)のウからオまでと同様とされた。

(3) 協同組合連合会

ア 事業の範囲の拡大

(7) 会員たる火災共済協同組合と連帯して行う火災共済契約に係る共済責任の負担

会員が火災共済事業を行うことによって負う共済責任の再共済の事業を行う協同組合連合会は、会員たる火災共済協同組合と連帯して行う火災共済契約に係る共済責任の負担の事業を行うことができるとされた（法第9条の9第3項）。

(1) 特定共済組合連合会の業務の範囲の制限

所属員の福利厚生に関する共済事業を行う協同組合連合会であってその会員たる組合の組合員の総数が政令で定める基準を超えるもの又はその所属員たる組合が共済事業を行うことによって負う共済責任の再共済又は再共済責任の再再共済の事業を行うもの（以下「特定共済組合連合会」という。）は、主務省令で定めるところにより行政庁の承認を受けた場合を除き、共済事業並びに会員に対する資金の貸付け及び会員のためにするその借入れの事業並びにこれらに

附帯する事業並びに(ウ)の事業のほか、他の事業を行うことができないとされた（法第9条の9第4項、施行令第13条、規則第26条）。

(ウ) 保険会社等の業務の代理又は事務の代行

協同組合連合会は、所属員のために、保険会社及び外国保険会社等の業務の代理又は事務の代行を行うことができるとされた（法第9条の9第5項、第9条の2第6項）。

イ 特定共済組合連合会の最低出資総額の引上げ

(7) 特定共済組合連合会の最低出資総額

a 最低出資総額

特定共済組合連合会（再共済又は再再共済の事業を行うものを除く。）の出資の総額は、1000万円以上でなければならず、再共済又は再再共済の事業を行う特定共済組合連合会の出資の総額は、3000万円以上でなければならないとされた（法第25条第1項、第2項）。

なお、協同組合連合会の設立の登記及び払込済出資総額の変更の登記の申請があった場合において、当該協同組合連合会が特定共済組合連合会に該当するか否か及び前記の最低出資総額を満たしているか否かについては、当該協同組合連合会が特定共済組合連合会に該当することが添付書面等から明らかかな場合を除き、審査を要しない。

b 経過措置

改正法の施行の際現に特定共済組合に該当する事業協同組合又は事業協同小組合であってその出資の総額がaの最低出資総額に満たないものについては、法第25条第1項及び第2項の規定は、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、適用しないとされた（改正法附則第7条第1項第3号、第2項）。

(イ) 再共済の事業を行う協同組合連合会の最低出資総額

a 最低出資総額

会員が火災共済事業を行うことによって負う共済責任の再共済の事業を行う協同組合連合会の出資の総額につき、その最低額が500万円から5000万円に引き上げられた（法第25条第3項）。

b 経過措置

改正法の施行の際現に会員が火災共済事業を行うことによって負う共済責任の再共済の事業を行う協同組合連合会であってその出資総額が5000万円に満たないものについては、法第25条第3項の規定は、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、適用せず、なお従前の例によるとされた（改正法附則第7条第3項）。

ウ その他

役員の欠格事由の新設，理事の任期の上限の引下げ及び理事会の議事録への監事の署名又は記名押印の義務化について，(1)のウからオまでと同様とされた。

2 中小企業団体中央会

理事の任期の上限の引下げについて，1の(1)のエと同様とされた(法第82条の8，改正法附則第10条)。

第2 中小企業等協同組合法の規定を準用する法人

1 輸出組合及び輸入組合

第1の1の(1)(ア及びイを除く。)と同様とされた(輸出入取引法(昭和27年法律第299号)第19条，改正法附則第25条，第27条)。

2 輸出水産業組合

第1の1の(1)(ア及びイを除く。)と同様とされた(輸出水産業の振興に関する法律(昭和29年法律第154号)第20条，改正法附則第31条，第33条)

3 協業組合，商工組合及び商工組合連合会

第1の1の(1)(ア及びイを除く。)と同様とされた(中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第5条の23第3項，第47条第2項，改正法附則第37条，第39条)。

4 鉱工業技術研究組合

第1の1の(1)(ア及びイを除く。)と同様とされた(鉱工業技術研究組合法(昭和36年法律第81号)第16条，改正法附則第43条，第45条)。

第3 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

第1の1の(1)(ア及びイを除く。)と同様とされたほか，理事及び監事並びに設立時の役員任期について，定款によって，任期中の最終の決算期に関する通常総会の終結の時まで伸長することができることとされた(商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第45条の3，第46条第1項，第4項，第48条第5項，第78条，改正法附則第48条，第50条)。